

# 小規模事業者販路開拓等支援補助金交付要綱

## (通則)

第1条 小規模事業者販路開拓等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、「商工会」、「補助事業者」、「補助事業」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「商工会」とは、久喜市商工会をいう。
- (2) 「補助事業者」とは、商工会が補助金の公募を行い、第7条に定める審査機関において審査し採択された、次に掲げるすべての要件を満たす小規模事業者をいう。
  - ア 久喜市商工会員企業であること。
  - イ 補助事業に基づく経営革新計画の承認申請予定企業であること。
- (3) 「補助事業」とは、小規模事業者販路開拓等支援補助金事業をいう。

## (補助金交付の目的)

第3条 補助金は、補助事業者が行う補助事業に要する経費の一部を補助することにより、久喜市商工会員小規模事業者が、持続的な経営に向け、経営計画に基づいて取り組む、創意工夫を凝らした地道な販路開拓等を支援することにより、地域の原動力となる久喜市商工会会員小規模事業者の活性化を図ることを目的とする。

## (交付の対象および補助率)

第4条 補助事業者に交付する補助金の交付対象は、補助事業者が行う販路開拓等の補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として商工会が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。

- 2 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。
- 3 補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。
- 4 補助率は3分の2以内とする。

## (補助事業の実施期間)

第5条 事業実施期間は、商工会長が第8条の規定に基づく交付決定を行った日から、毎年度2月15日（15日が休日の場合は15日後の平日）までの間の事業完了日までとする。

## (交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「小規模事業者販路開拓等支援補助金事業に係る申請書」に、次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、商工会長に提出しなければならない。

- (1) 経営計画書
- (2) 補助事業計画書
- (3) 補助金交付申請書
- (4) 法人の場合
  - ・貸借対照表および損益計算書（直近1期分）個人事業主の場合
  - ・直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）または所得税青色申告決算書（1～4面））または開業届
- (5) その他商工会長が定める書類

## (審査機関)

第7条 商工会長は小規模事業者販路開拓等支援補助金の採択可否を審査するため「小規模事業者販路開拓等支援補助金審査会」（以下「審査会という。」）を設ける。

- 2 審査会の委員は委員長1名、委員若干名とし、委員長は久喜市商工会長が指名する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する

## (補助金の額)

第8条 商工会長は、補助金の交付の決定に当たっては、補助対象経費の3分の2以内で商工会長が定める額（1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とし、上限を50万円とする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、すみやかに、様式第2による「小規模事業者販路開拓等支援補助金交付申請取下届出書」を商工会長に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第10条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を補助事業の完了（第14条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、商工会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(内容または経費の配分の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ様式第3による「小規模事業者販路開拓等支援補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を商工会長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りではない。

2 商工会長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、または条件を付することができる。

(補助対象事業に係る業者)

第12条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、久喜市商工会会員事業所とする。ただし、会員事業所で補助事業の運営が困難または不相当である場合はこの限りではない。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第8条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし適正な事業承継の手続きにより事業が承継された場合はこの限りではない。

(中止または廃止)

第14条 補助事業者は、補助事業を中止、廃止、期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第4による「小規模事業者販路開拓等支援補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書」を商工会長に提出して、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了（第14条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日、または毎年度2月28日のいずれか早い日までに、様式第5による「小規模事業者販路開拓等支援補助金に係る補助事業実績報告書」を商工会長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、課税事業者については、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 商工会長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第17条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第6による「小規模事業者販路開拓等支援補助金に係る補助金精算払請求書」を商工会長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第18条 商工会長は、交付対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第19条 商工会長は、第14条の補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合または次の各号の一に該当する場合には、第8条の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱または法令もしくは本要綱に基づく商工会長の処分もしくは指示に違反した場合。
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合。
  - (5) 補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
  - (6) 補助事業者が、別表2に定める「小規模事業者持続化補助金の交付を受ける者として不適当な者」に該当した場合。
  - (7) 第15条に定める期限内に、様式第5による「小規模事業者販路開拓等支援補助金に係る補助事業実績報告書」の提出を怠った場合。
  - (8) 当該補助事業が第5条に定める実施期限の日までに終了しなかった場合。
- 2 商工会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品およびその他の財産とする。
- 2 財産の処分を制限する期間は原則として、5年以上かつ減価償却資産の耐用年数とする。
  - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第7による「取得財産の処分承認申請書」を商工会長に提出して、その承認を受けなければならない。
  - 4 商工会長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を商工会に納付させることがある。

(その他必要な事項)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、商工会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 5月 1日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象経費の区分
機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、委託費、外注費

別表2（第18条関係）

「久喜市商工会小規模事業者販路開拓等支援補助金の交付を受ける者として不適当な者」
補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内および完了後において、下記のいずれかに該当する者
(1) 法人等（個人または法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
(2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
(3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
(4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。